

酒々井町農業委員会 9月総会会議録

令和元年9月5日（木）

分庁舎2階第2多目的室

午後3時00分から午後5時00分まで

局長 それでは、定刻になりましたので会長お願いします。

（会長あいさつ）

局長 それでは総会に移りたいと思いますので、会長お願いいたします。

会長 それでは、ただいまから令和元年9月の農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の総会は、議案1件、専決処理報告3件、及び経済環境課からの農政報告ですので、よろしくお願いします。

局長 それでは議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長にお願いいたします。

議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、7番飯田隆男委員、8番相京文夫委員を指名します。また、書記に事務局の木村副主査を任命します。

議長 それでは、第1号議案 農地法第5条許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

局長 第1号議案 農地法5条許可申請について、説明させていただきます。資料の4ページをご覧ください。
譲受人は、神奈川県藤沢市に住所を有する法人、譲渡人は、馬橋在住者です。申請地は、馬橋の農地1筆で、地目は畑、面積は、4,163㎡です。申請理由は、太陽光発電施設用地で、権利の種類は、所有権の移転です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。5ページの位置図と6ページの公図を参考にいただければと思います。資力及び信用性につきましては、残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もなく、また、事業シミュレーションも添付されており、資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可後着工、着工後約3ヶ月

の12月下旬に完了の予定とのこと。周辺農地の営農への支障については、外周フェンスの設置、また、汚水雑排水等は発生せず、日照、通風への影響もなく、特に営農への支障はないと思われ。なお、他法令関係道路については、9ページの土地利用計画図をご覧いただきたいと思いますが、車両が申請地を出入りする際、町道を利用することとなりますが、町道に特段手を加える訳ではないため、施工承認等の手続きは不要とのこと、まちづくり課に確認済みです。
以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は木我委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

木我農業委員 周辺は、山林や太陽光施設があり該当農地は荒れています。特に問題は無いと思います。

議 長 地区担当農業委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

議 長 それでは、これから現地確認を行います。なお、現地確認後10分間の休憩をとりたいと思いますのでよろしくお願いします。

(現地確認)

議 長 それでは休憩をときまして、会議を再開します。
先ほど現地を確認しました農地法第5条許可申請について、申請人を呼んでおりますので入室させて下さい。

(申請人 入室)

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申請者 ○○で工事の管理を担当しております○○と申します。申請者は、○○でございます。

議 長 今、提出されました農地法第5条の許可申請について、現地確認を行い、

審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願います。

申請者 太陽光施設事業を行っておりまして、こちらの土地所有者さんから土地を購入出来ましたので、今回、農地転用の申請をすることになりました。

議長 ありがとうございます。申請人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

綿貫農業委員 太陽光パネルの設置に至るまでの工程や概略を説明してください。

申請者 基礎工から始まりまして、約3ヶ月程度でパネル設置で完成を予定しております。詳細は補足資料をお配りさせていただきます。

相京農業委員 現地を見てきたんですが、資材の搬入はどう計画されてますか。

申請者 県道側から予定していましたが、接道や境界を確認して、必要であれば県に申請をし、許可を取って施工します。場合によっては、北側から搬入することにします。

宮田農業委員 事業計画書にメンテナンスは、年2回草刈りと防草シートを張ると書いてありますが、防草シートは道路沿いにあるような分厚い物で、全面に張った上、出てきた草を除草剤を使わずに年に2回程度草刈りを行うということですか。

申請者 その方向で計画しておりますが、全面防草シートか草刈りか再度検討する予定です。

議長 他にないようですので、質疑を終了します。申請代理人におかれましてはお忙しいところご苦労様でした。

(申請人 退室)

議長 長 それでは、ただいま質疑応答が終わりました、第1号議案 農地法第5条許可申請の採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局長 挙手多数です。

議 長 採決の結果、挙手多数でございますので、農地法第5条許可申請につきましては、許可相当とすることに決定いたしますが、30aを超える案件については、千葉県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することとなりますので、意見回答を得た後に県に進達します。

議 長 次に、専決処理報告に移りますが、農地法第4条及び第5条の届出について、一括での報告をお願いします。

局 長 はじめに、農地法第4条の届出について説明をさせていただきます。
資料の11、12、13ページをご覧ください。
届出者は、中川在住者です。届出地は、中川の農地2筆で、登記地目は田、現況地目は宅地、面積は合計で953㎡、届出理由は駐車場用地です。備考ですが、令和元年8月9日付け、酒農委第4号の7で受理証明を出させていたいております。
続きまして、農地法第5条の届出整理番号1について説明させていただきます。
資料の14、15、16ページをご覧ください。
譲受人は、佐倉市に住所を有する法人、譲渡人は、酒々井在住者です。届出地は、酒々井の農地2筆で、登記地目は畑、現況地目も畑、面積は合計で719㎡、届出理由は駐車場用地です。権利の種類は、所有権移転です。備考ですが、令和元年7月24日付け、酒農委第5号の6で受理証明を出させていたいております。
次に第5条の届出整理番号2について説明させていただきます。
資料の17、18、19ページをご覧ください。
譲受人は、東酒々井在住者、譲渡人は、佐倉市に住所を有する法人です。届出地は、酒々井の農地1筆で、登記地目は畑、現況地目も畑、面積は15㎡、届出理由は専用住宅用地です。権利の種類は、所有権移転です。備考ですが、令和元年8月5日付け、酒農委第5号の7で受理証明を出させていたしております。
以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等ございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくをお願いします。

議 長 次に、農政報告を経済環境課、芝野参事よりお願いします。

(芝野参事より、昨今のイノシシ被害に関する町の対策等を説明。)

(宗島副主幹より、令和元年度病虫害発生予察特殊報第1号)

(ツマジロクサヨトウの発生についてを説明。)

議 長 その他、事務局より何かありますか。

事 務 局 耕作放棄地調査につきまして、お忙しい中、また、猛暑の中、ご協力ありがとうございました。今後の荒廃農地調査に活用させていただきます。また、来月の総会時に活動記録簿の写しを頂きたいと考えておりますので、ご持参をよろしくお願ひします。以上でございます。

議 長 他にありますか。

局 長 特にありません。

議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いいたします。

局 長 7日の月曜日はいかがでしょう。

議 長 ただ今、7日の月曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょう。

特にないようなので、来月の総会は、7日の月曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、専決処理報告、農政報告、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

令和元年9月5日

署 名
